

經濟論叢

第六十一卷 第一號

わが國民生活と封建制度……………堀江保藏

農業立國論批判……………山岡亮一

アンウィン『十六・七世紀の工業組織』……………堀江英一

共同研究

—— 絶體主義をめぐつて ——

京都帝國大學經濟學會

アンウィン『十六・七世紀の工業組織』

——初期獨占文獻紹介——

堀江英一

既にほぼ半世紀もまへの一九〇四年に出版された本書は、シモラーの紹介を通じ又アシユレーの賞讃を通じ、とくにわが経済史學界を大きく轉回せしめつゝある大塚教授に大きな礎石を與へてゐるものとして、わが國の多くの讀者にはすでに馴染深いものとなつてゐるやうである。わたしのふるいノートをそのまゝこゝに掲載して、願著を手にし得ない多くのの人々に、このすぐれた著書の全結構をお傳へすることとした。

なほアンウィンの傳記及著作目録は遺稿集 *Studies in Economic History*, by G. Unwin, ed. by Tawney, 1927. に掲載されてゐる(一九四七年五月)。

一 問 題

著者は中世都市ギルドの變質過程＝階級分裂過程の分析を通じて、ギルド手工業者(=middle class)と近代資本主義の兩階

級(=capitalistic manufacturer and modern workman)とを組織的結合の側面から「橋渡し」しようとする。著者によれば、近代資本主義への「進歩」の動因は個人と國家とに上下を挿まれた「自發的結合」としての中世都市ギルドであり、西歐と東洋とにおける近代國家への「進歩」の可能と不可能とは中世都市ギルドの存否に依存するのであるから、著者のこの研究は特別の重要さをもつてゐる。「進歩」の動因としての「自發的結合」の形態は、社會分化の展開によつて規定される。即ち「A」全體としての經濟＝工業組織は地域的分業＝市場の展開によつて條件付けられ、「B」各の經濟＝工業組織の變質過程＝階級分裂過程は機能分化の展開によつて條件付けられる。

(註)「斷りなき限り」 Unwin, *Industrial Organisation*.

Introduction.

(註)「 Unwin, *The Guilds and Companies of London*.

〔A〕全體としての經濟Ⅱ工業組織の展開過程

著者はシエモラー・ブツヒアー流の經濟Ⅱ工業發展段階階説に依據し、地域的分業Ⅱ市場の展開と經濟Ⅱ工業組織の展開との對應關係を次表の如く定式化する。

〔地域的分業〕〔經濟組織〕〔工業組織〕

村落内部の分業……自家生産

都市村落間分業……都市經濟……ギルド組織

國內地方間分業……國民經濟……家内または委託組織

國際分業……世界經濟……工場組織

ギルド組織と工場組織とを階級的に「橋渡し」するのが著者の課題である。

〔B〕ギルドの變質過程Ⅱ階級分裂過程

地域的分業Ⅱ市場の展開は全體としての經濟Ⅱ工業組織の展開過程を條件付けるが、それは更にギルド組織の如き個々の經濟Ⅱ工業組織のうちに機能分化、従つて異なる機能を擔ふ階級への分裂を條件付ける。初期ギルドの手工業者は勞働者・監督者・原料買入者・製品販賣者の諸機能を兼行したが、市場の展開に伴ひこれらの諸機能は分裂し、異なる人々がそれ／＼異なる機能を果たすに至り、ギルドの變質過程が進捗する。中世都市ギルドと近代資本主義とはかゝる機能Ⅱ階級分化によつて「橋渡し」され

アンウイン『十六・七世紀の工業組織』

3。

中世都市ギルドと近代資本主義とを「橋渡し」せしめる機能分化Ⅱ階級構成の概観を、著者は次の如く表示する(次頁圖表)。この表示の具體的説明が本書の任務である。

二 クラフト・ギルドにおける商業機能

と手工業機能との分裂——「商業資本」の「産業資本」支配

本」の「産業資本」支配

——エリザベス朝コムパニーの成立——

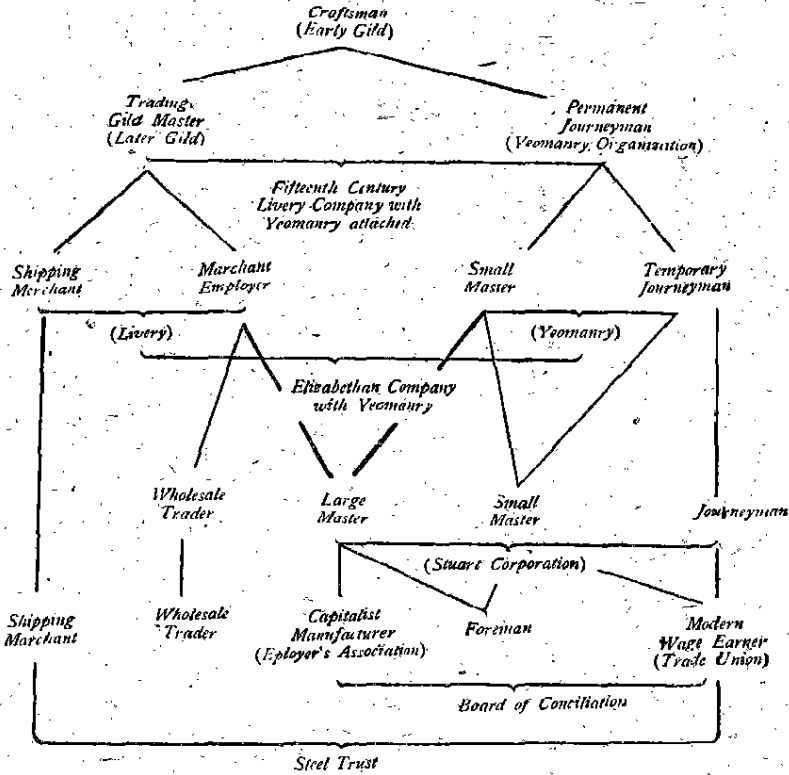
獨占的賣買特權を享有した都市のギルド商人は部門別商工業ギルドとくにクラフト・ギルドを代表するギルド組織に席を譲る(「商業資本」の「産業資本」への轉換)。この轉換は貿易中心のイタリー・フランダーズ・北部獨佛の都市では對立裡に、然しイングランドの都市では地方商業時代には平和裡に、貿易發展とともに對立裡に展開する。

(註)一、「資本」なる用語の亂用は常に見られる。

二、三、五、Uwinn, Industrial Organisation, chap. 1.

「クラフト・ギルドにおける「商業資本」の「産業資本」支配

かくして成立した「産業資本」Ⅱギルド、クラフトはクラフト、ギルドにおける商業機能と手工業機能との分裂Ⅱ「商業資本」の「産業資本」支配の三つの形態(「A」クラフト相互間への機能分



裂とクラフト下の融合。「B」クラフト内部での機能分裂と階級支配。「C」業商のギルドの手工業的ギルドの吸収を通じて、「商業資本」によつて支配される。

「A」クラフト相互間への機能分裂とクラフト・ギルドの融合。

従来同一部門に成立した各種のクラフト・ギルドは、手工業機能ばかりでなく原料購買製品販賣の商業機能を兼行する独立の生産者からなつてゐたが、市場擴大に伴ひ、多くは同一部門の始端または終端を擔當する生産者が原料購買または製品販賣の商業機能を奪取し、中間生産者ばかりの「商業資本」に原料購買または製品販賣につき依存するに至る。同一部門内部の各種のクラフトの支配に従属はこれらのクラフト・ギルドの融合または検査權 (right of research) の統一を可能ならしめる。

「B」クラフト内部での機能分化と階級支配
 手工業に源由するクラフト・ギルドまたは手工業的要素をふくむギルド内部の商業機能と手工業機能との分裂は「イ」商人 (= trader)

と手工業者(=handicraft)と「永久職人」(=permanent journeyman. 十五世紀以來決定的となつた獨占精神のため親方に登れない職人)との三階級の分裂を生ぜしめる。かゝる階級分裂は、一方にクワント・ギルド成員たる商人手工業者の間に寡頭支配組織(LondonではEx-warden[Senior warden]→Court of Assistant [Junior warden]→Livery→Freeman. ParisではAnciens→Moderns→Jennes)を生ぜしめ、他方にギルドそのものに對立、然し結局それに從屬する職人組合を生ぜしめる。[可]市場擴大とともに、「永久職人」はその組織力にたすけられて、出來高拂勞動者(=「小親方」=「ヨーマン」=「Small master」=「Yeomanry」)と化し、これに對してかゝる「小親方」に仕事を出す「商人雇主」(Merchant Employer)が生ずる。かくして商人・手工業者・「永久職人」の階級構成は「商人雇主」(ギルド成員)と「小親方」(「時的職人」(temporary journeyman. 今や「小親方」の道が開けた)以上「ヨーマン」=「成員」とに變化した。

(註)四・Unwin, Industrial Organisation, Chap. 2.

※「ヨーマン」に關し、アンチレーはこれを「永久職人」の團體と解し、ウェーブは「小親方」を含むと解する。然し著者は上述の如き内容變化によつて兩説を聯關せしめる。

[C] 商業的ギルドの手工業的ギルド吸收。

地域的分業(=市場の展開)それに伴ふ手工業の家内工業(domestic industry)への轉換に従ひ、地方都市では、「イ」商人小

アンウイン『十六・七世紀の工業組織』

賣人とくに相商を含む)ギルドは手工業者、マーチャント・アドヴェンチュアラー(卸賣商)は小賣商人の商業參加を排除し(local trading monopoly)。[ロ]從來の「商業資本」(=mercer and gloce)に代り「商人雇主」(=draper, haberdasher, leather-seller and ironmonger)の「産業資本」が登場する。そして工業とくに毛織物業の田舎への移植に従ひ、上掲の「産業資本」は、はじめ田舎の織物が都市織元(town draper)を通過する限り、都市織元(town weaver)に反對してマーチャント・アドヴェンチュアラーや單純な商人の自由貿易論に味方し、ついで巨大商業資本・田舎に移住した資本が都市織元を通過せずして田舎の織物を直接取扱ふ限り、都市仕上屋の保護貿易主義に味方する。かくして舊者のロンドン商業資本(=田舎織元の自由貿易論)と地方都市の織元(=仕上屋の保護貿易論との對置が生ずる。エドワード四世の毛織物業整理織物の輸出制限立法の再確認、フリップの織工條例はチュードル治下における後者の立場を表現する(local industrial monopoly)。

十六七世紀イングランド都市のギルドには、「Trader-Craftsman as Shopkeeper and Repairer for foreign Commodities-Small Master-temporary journeyman」の階級構成が生じ、それに伴ひ地方都市(=Nottingham)政治の寡頭化(Alderman→Common Councilman→Burgesses)が表れる。

(註)五・Unwin, Industrial Organisation, Chap. 3.

第六十一卷 四五 第一號 四五

【二】エリザベス朝ロムパニーの成立

上來詳説した如く、本來手工業者が併有してゐた商業機能と分配機能と手工業機能と生産機能とが分裂して、前者を「商人」(trader)、後者を手工業親方が擔任し、そして「商人」の手工業親方支配が生じた。

(註六) Uwin, Industrial Organization, Chap. IV.

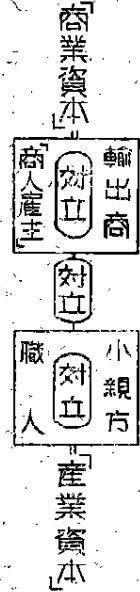
手 trader を industrial capital (前出) の commercial capital にも解する。逆言すれば merchant employer なども industrial capital の とも Commercial capital に解する。規定の不充分を示す。

※手工業親方のギルド限界の「保守主義」に對し、「商人」は移動性を有し、小間物商・仕立商・皮革商が共に羊毛輸出に従事し、小間物商が帽子輸入・帽子商人雇主・羊毛輸出に従事。かゝるギルドの排他的特權の缺如を London Custom と稱す。

London Clothworkers' Company を例證とすれば、この「商人」と稱するものに繩元の仕上げた織物サフオーク完成織物を輸出する輸出商と織元と「商人雇主」との二階級 (二階級) が含まれ、手工業親方「小親方」(Shearman and Tiler) と職人との二階級 (= Yeomanry) が從屬してゐた。

ギルドにおける基本的對立は、「商業資本」= Livery と「産業資本」= Yeomanry との對立であり、對立の頂點は一六二四年の「ロッキーン計畫」である。然しかゝる基本的對立にもかゝ

わらず、「イ」Livery 内部では毛織物業の上例の示すやうに輸出商と「商人雇主」とが對立し、「ア」Yeomanry 内部では「小親方」と職人とは、徒弟數制限については利害をひとしくするが、勞働問題について雇傭者對被傭者となつて對立する。



かゝる均衡狀態こそエリザベス朝ロムパニーの特質であり、その安定性の祕密である。

三 小親方のロムパニー結成

1. スチュアート朝ロレーションの成立

【一】「クチコート朝ロレーション」の成立

「A」小親方のロムパニー結成
「商業資本」と「産業資本」との基本的對立→輸出商・「商人雇主」の「小親方」(職人)支配がエリザベス朝ロムパニーの特質であつた。然るに「産業資本」は三つの段階を經過する。(イ)十四—十五世紀の「永久的職人組合」(ロ)「ヨーマンリー」(二)「小親方」および一時的職人の組合(三)これは非公認組合→「コーポレーション」(試験段階)→階級分裂を經過する。(ハ)十八世紀の勞働組合。

(註)八、Unwin, Industrial Organisation. Chap. 5.

「小親方」すなはちオートマンリーは自らの所屬するギルドを脱してロイヤレーションを結成する。皮革商ロムパニーから手袋屋ロムパニー、小間物屋ロムパニーからフェルト製造屋ロムパニーの分離獨立はこれである。

[B]ロムパニーの資本調達と國家援助)

「小親方」は元來資本不足であるが、ロイヤレーション特許狀獲得費を要する。資本調達には二方法「イ」合資事業。ギルドは組合員の平等獨立を維持するため製品原料の大貯藏の禁止または分配をしてきたが、元來慈善や組合員への貸與を目的とした共同財産を原料の共同購入に使用しはじめ、Peters's Company and Felmaker's Companyでは最初から計畫的に合資事業を行はんとする。「ロ」獨占。合資事業は共有財産管理のための法的機構と事業組織とに困難があるので、寧ろギルドが個々の資本家と共同協定をなし、彼等をして資本を供給せしめ、彼等をしてギルドを代表せしめるのが容易であつた。

スチュアート王朝は、「商業資本」の自由貿易論に反對して「小親方」手工業者の保護主義に味方する。

(註)九、Unwin, Industrial Organisation. Chap. 5 & 6.

[二]重商主義—絕對王制と産業資本との結合

スチュアート絕對王制と「産業資本」との前述の如き結合を次の如く説明する。

アンウイン『十六・七世紀の工業組織』

(註)一〇、Unwin, Industrial Organisation. Chap. 7.

[A]重商主義の要素

重商主義 (Self-contained and Aggressive Economic Nationalism) は「イ」絕對主義 (Supported by an ubiquitous bureaucracy and untrammelled in the formation of its plans by representative institutions or in the execution of them by the recalcitrancy of local self-government—Bacon's political view) に支持され、「ロ」商業的利益—田舎生産の自由貿易主義と trading interest—都市生産の保護貿易主義との對立において後者に傾き、「ハ」繁榮の基準—各貿易差額からする國際對立をはらむ。

[B]「ロッキーン計畫」の説明

一四六七年羊毛・未晒毛織物輸出制限法は、一四八七年未整理毛織物輸出にまで擴張され、ヘンリー八世治下數次にわたつて再確認された。かゝる白毛織物輸出禁止と染毛織物輸出奨励は、「ロッキーン」によつて企劃された一六一四年の「未整理毛織物輸出禁止宣言」一六一五年の舊マーチャント・アドヴェンチアラーの解散と新マーチャント・アドヴェンチアラーの設立を頂點とする。著者は「ロッキーン計畫」を重商主義政策の最高頂として取扱ふ。

[イ]一六一四年「混亂議會」(The Addled Parliament)の解散によつて、ジェームズ一世は議會の協賛を要せざる財政收入方

第六十一卷 四七 第一號 四七

法を必要とし、一六一五年「財政収入のための多数の税金の保護關稅への代替」なるサト・ライオネル・克蘭フイールズの提案が採用された。「ロッキン計畫」は絶對王制のかゝる財政的
必要に基く。

〔五〕屢述した如く、「商人雇主」(trader)、「都市生産」(town
finisher)一著者はシェモラーに從つて「領域經濟」段階とし、
Shrewsbury, Oswestry, and Whitechurch in Welsh Cloth,
Norwich in Eastern Cloth, Five Chief Towns in Worcester-
shire Cloth, Bridgewater, Taunton and Chard in Somerset
Cloth を例證とす。對中間商人 (= Agent of National Unity,
Woolgrowing and Weaving の統一者) = 田舎生産 (= Main
Spring of the productive power of England) の對立は、前者
の保護貿易主義と後者の自由貿易主義の對立として表れる。そ
して、絶對王制「商人雇主」都市生産の保護貿易主義が議會
「中間商人」田舎生産の自由貿易主義を抑壓した結果が重商主
義、その極致が「ロッキン計畫」である。

※重商主義を royal mercantilism と稱す。ヘンリー四世やト
ビコールの産業政策が一方では國家統一の障害を除去し
つゝ他方でこれを強化したのもかゝる性格に基く。

「ロッキン計畫」は對外的には關稅稅をつよめ、對内的には
染毛織物の販路を得ずして、遂に新イリチャント・アドヴェンチ
ュアラーは白毛織物の輸出許可を求め、一六一七年新アサズト

チュアラーを廢し舊アドヴェンチュアラーを復活する。そして重
商主義は漸次衰ふ。

※著者は「イギリス國民の進歩のうち一つの可能な理論、す
なはち國內交通の自由、重商主義的制限の比較的少いことの
ために、イギリスは少くとも二世紀間大陸理論家の賞讃と羨
望であつた生産力を築きあげたばかりでなく、より大きな自
業自由の原則のその後における採用のための」つの基礎的準
備を作りつゝあつたことを示唆すれば充分であり、それが
「イギリスの産業優勢の秘密」であつたと云ふ。著者の立場を
こゝから汲んで戴きた。

四 近代的階級の成立

「商業資本」と「産業資本」の從來の對立は、漸次製造業者
(= employer and organiser of labour) と「小親方」(「商業資
本」との對立へと轉化した。尤もこの場合、兩階級の關係は、
前者が後者を「職人」として使用する場合 (「manufacture」と
「職人」とは區別し難い「賃銀稼ぎ親方」として使用する場合) (昔
々の所謂資本制家内工業) との二形態が存するが、後者の形態
がその性質上普遍的であつた。そして徒弟問題を擯んで、製造
業者と「小親方」(「商業資本」)との對立が激化した (Yeomanry
の分裂)。

る(一九四三年稿)。

※著者は市場の直接的接觸から隔離され乍らも、なほその職業に必要な工業資本の大部分をもつ手工業者を「小親方」とし、これを使用する資本を trading capital とし、兩者の關係を domestic system と總括する。そして工業資本をもたざる手工業者を wage-earning master とし、これを使用する資本を industrial capital とし、兩者の關係を近代的に解する。かくして、既述した如く Court of Assistant (= governing body) = trader (= merchant employer) と Purely industrial interest との對立、Purely industrial interest 内部における製造業者と「職人」および「賃銀稼ぎ親方」との對立、そして結局は trader と製造業者とは妥協して Court of Assistant を構成して職人および「賃銀稼ぎ親方」と對立する。ギルド内部における支配階級の貴族統治主義 (Clothworker は Genesis 論をもつて Weaver は Case of Corporation 論をもつてこれを擁護) と「小親方」階級の産業民主主義 (Weaver は Social Compact 論をもつて、Founder は law of Nature and Jus gentium 論をもつてそれを擁護) との對立はかゝる階級對立の思想的表現である。

かゝる對立は必然的に tradesman = 市會の「小親方」および職人のコーポレーション反對と「小親方」および職人のコーポレーション要求となつて表れ、後者の「秘密結社」となる。ギルドの最終段階たるこの「秘密結社」こそ勞働組合の端初段階である。

マンウイン『十六・七世紀の工業組織』

本號執筆者紹介

堀江保藏 京都帝國大學教授

山岡亮一 京都帝國大學助教授

堀江英一 京都帝國大學助教授